

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月26日

月曜日

号外(17)

目次

規則

○富山県旅館業法施行規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県旅館業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月26日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第12号

富山県旅館業法施行規則の一部を改正する規則

富山県旅館業法施行規則（昭和33年富山県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号ウ及び第2号アに掲げる書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下この条及び次条において同じ。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下この条及び次条において同じ。）の長の証明書をもって代えることができる。

(1) 申請者が法人である場合においては、次に掲げる書類

ア 定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書

イ 役員名簿（住所、氏名、ふりがな、生年月日及び性別を記載したもの）

ウ 役員が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

- エ 役員が、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号。以下この条及び次条において「民法改正法」という。）附則第3条第1項及び第2項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- オ 営業施設の周囲200メートル以内の見取図（法第3条第3項に規定する施設がある場合は、その施設の位置及び名称を記入したもの）
- カ 営業施設又はその施設の敷地が申請者以外の者の所有である場合は、これらの所有者の承諾書
- キ 営業施設の構造設備等の概要（様式第1号の2）、各階平面図及び断面図
- ク 宿泊者が利用する浴室（客室に設置される浴室を除く。以下「共同浴室」という。）を設ける場合は、当該共同浴室に係る湯水の配管の系統を明らかにする図面
- ケ 法第3条第2項第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員）を含む。以下この号において同じ。）が個人である場合においては、次に掲げる書類
- ア 申請者が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
- イ 申請者が、民法改正法附則第3条第1項及び第2項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- ウ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書
- エ 法第3条第2項第1号から第6号まで及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- オ 前号オからクまでに掲げる書類
- 第3条第1項中「旅館業を営む者（以下「営業者」という。）」を「営業者」に

改め、同条中第3項を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第3号に掲げる書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 合併法人等の役員名簿（住所、氏名、ふりがな、生年月日及び性別を記載したものの）
- (3) 合併法人等の役員が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
- (4) 合併法人等の役員が、民法改正法附則第3条第1項及び第2項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

(5) 前条第2項第1号ケに掲げる書類
第3条第4項を次のように改める。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 戸籍謄本その他被相続人と全ての相続人の関係を証する書類
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の旅館業営業者相続同意証明書（様式第4号）

(3) 前条第2項第2号アからエまでに掲げる書類

第5条第1項各号列記以外の部分中「第4条の2第2号」を「第4条の2第3項第2号」に改め、同条第2項を削る。

第6条各号列記以外の部分中「第7条第2項第3号」を「第5条第2項第3号」に、「次のとおり」を「同一の宿泊者が利用する同項第1号に規定するものにあつては、同号の規定にかかわらず、寝衣は毎日、その他のものは3日に1回以上は洗濯したものと取り替えること」に改め、同条各号を削る。

第7条第1項各号列記以外の部分中「第9条第2号」を「第7条第2号」に改め

る。

第8条各号列記以外の部分中「第9条第6号」を「第7条第6号」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「第4号」を「第3号」に改め、同号を同条第5号とする。

第9条第1項各号列記以外の部分中「第13条第1項第8号エ」を「第10条第1項第3号イ」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第10条各号列記以外の部分中「第14条」を「第11条」に、「次のとおり」を「条例第10条の規定にかかわらず、省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設については、土地の状況その他やむを得ない理由があり、かつ、公衆衛生の維持に支障がない場合は、条例第10条第1項第1号、第2号並びに第4号ア及びイに掲げる基準に適合すること」に改め、同条各号を削る。

第11条中「第8条第4号」を「第8条第3号」に改める。

様式第1号及び様式第1号の2を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

旅館業許可申請書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住所

申請者 ふりがな 氏名

印

年 月 日生

性別 男 ・ 女

(法人にあつては、主たる事務所の所
在 地、その名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

旅館業法第 3 条第 1 項の規定により、旅館業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業施設	所在地		
	名称		
営業の種別	旅館・ホテル 簡易宿所 下宿		
営業開始予定年月日	年 月 日		
申請者の欠格事項該当の有無 (1 から 5 までについては、法人の業務を行う役員を含む。)	1	成年被後見人又は被保佐人	有・無
	2	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有・無
	3	禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 3 年を経過していない者	有・無
	4	旅館業法第 8 条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して 3 年を経過していない者	有・無
	5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して 5 年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。)	有・無
	6	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) が 1 から 5 までのいずれかに該当するもの	有・無
	7	暴力団員等がその事業活動を支配する者	有・無

清純な施設環境を保全する必要がある施設	旅館業法第3条第3項に規定する施設（該当する場合は、名称及びその敷地までの距離）	有 [m] ・ 無
特例施設（該当する場合は、その項目の番号に○印を付ける。）	1	キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設 （営業期間 から まで）
	2	交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
	3	体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設 （営業期間 から まで）
	4	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設
営業施設の所有者	住所 氏名	
営業施設の敷地の所有者	住所 氏名	
営業施設の構造設備等の概要	別添のとおり	

備考

1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 申請者が法人である場合においては、次に掲げる書類

ア 定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書

イ 役員名簿（住所、氏名、ふりがな、生年月日及び性別を記載したもの）

ウ 役員が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書（後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。(2)において同じ。)

エ 役員が、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号。(2)において「民法改正法」という。）附則第3条第1項及び第2項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。(2)において同じ。）の長の証明書

オ 営業施設の周囲200メートル以内の見取図（旅館業法第3条第3項に規定する施設がある場合は、その施設の位置及び名称を記入したも

の)

カ 営業施設又はその施設の敷地が申請者以外の者の所有である場合は、これらの所有者の承諾書

キ 営業施設の構造設備等の概要（様式第 1 号の 2）、各階平面図及び断面図

ク 宿泊者が利用する浴室（客室に設置される浴室を除く。以下「共同浴室」という。）を設ける場合は、当該共同浴室に係る湯水の配管の系統を明らかにする図面

ケ 旅館業法第 3 条第 2 項第 2 号から第 4 号まで、第 7 号及び第 8 号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員）を含む。ア及びイにおいて同じ。）が個人である場合においては、次に掲げる書類

ア 申請者が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

イ 申請者が、民法改正法附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

ウ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書

エ 旅館業法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

オ (1)オからクまでに掲げる書類

2 申請者（法人にあつては、その代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 1 号の 2 (第 2 条関係)

営業施設の構造設備等の概要

建物の構造	造り		地上階		地下階		敷地棟面積		建築面積		延床面積		計
	延床面積	建築面積	敷地棟面積	地下階	地上階	延床面積	建築面積	敷地棟面積	延床面積	建築面積	敷地棟面積	延床面積	
客室の面積(定員)	寝台を設ける客室 (階層式寝台を設ける場合は、室数を○で囲む。)						寝台を設けない客室						便所が付設されていない客室の定員
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	小計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	小計	
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	階												
	階												
	階												
	階												
計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
客室	旅館・ホテル営業の場合	客室等を外部から見通せない設備		有・無		共同浴室	脱衣室					有・無	
	ガス設備を設ける場合	専用の元栓		有・無			脱衣室		くず入れ			有・無	
		ガス管の接続		有・無			浴室	かみそり廃棄容器			有・無		
		注意書の掲示		有・無			気泡発生装置等 ()					有・無	
くず入れ		有・無		タオル、くし、かみそり等の貸与					有・無				
玄関帳場	旅館・ホテル営業の場合	宿泊客と面接できる構造		有・無		入浴設備	汚水を停滞することなく排水できる構造					有・無	
	防虫、防臭の設備		有・無		いつ水等が浴槽内に入らない構造					有・無			
便所	流水式手洗		有・無		循環ろ過装置					有・無			
	換気ができる構造等 (機械・自然)		有・無		浴槽水をシャワー又は上がり用湯に使用しない構造					有・無			
共同便所の便器数	階					計	24時間を超えて使用する浴槽水を気泡発生装置等に使用しない構造					有・無	
	男						屋外と屋内の浴槽水が混じらない構造					有・無	
	女						洗面設備の数	階					計
	計						計						
寝具の数				組				必要な事項が記載できる宿泊者名簿				有・無	

備考 「共同便所の便器数」の欄には、許可の申請に当たって宿泊者の数を 9 人以下とするときは、計のみ記入すること。

様式第 2 号中「届出者」を「申請者」に、
「ホテル・旅館・簡易宿所・下宿」を
「旅館・ホテル 簡易宿所 下宿」に、

申請者の欠格事項該当の有無（その業務を行う役員を含む。）	旅館業法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していないこと。	有・無
	旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して3年を経過していないこと。	有・無

を

申請者の欠格事項該当の有無（1から5までについては、その業務を行う役員を含む。）	1 成年被後見人又は被保佐人	有・無
	2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有・無
	3 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者	有・無
	4 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者	有・無
	5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	有・無
	6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から5までのいずれかに該当するもの	有・無
	7 暴力団員等がその事業活動を支配する者	有・無

に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員名簿（住所、氏名、ふりがな、生年月日及び性別を記載したもの）
- (3) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書（後見登記等に

関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)

- (4) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員が、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第 149号）附則第3条第1項及び第2項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

- (5) 旅館業法第3条第2項第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

様式第2号の2中「届出者」を「申請者」に、

「ホテル・旅館・簡易宿所・下宿」を

「旅館・ホテル 簡易宿所 下宿」に、

申請者の欠格事項該当の有無（その業務を行う役員を含む。）	旅館業法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと。	有・無
	旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して3年を経過していないこと。	有・無

を

申請者の欠格事項該当の有無（1から5までについては、その業務を行う役員を含む。）	1 成年被後見人又は被保佐人	有・無
	2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有・無
	3 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者	有・無
	4 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者	有・無
	5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	有・無
	6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から5までのいずれかに該当するもの	有・無
	7 暴力団員等がその事業活動を支配する者	有・無

に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 分割により旅館業を承継する法人の役員名簿（住所、氏名、ふりがな、生年月日及び性別を記載したもの）
- (3) 分割により旅館業を承継する法人の役員が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書（後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）
- (4) 分割により旅館業を承継する法人の役員が、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第 149号）附則第3条第1項及び第2項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書
- (5) 旅館業法第3条第2項第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

様式第3号中「届出者」を「申請者」に、「氏 名」を「氏 ^{ふり} ^{がな} 名」に、

「ホテル・旅館・簡易宿所・下宿」を

「 旅館・ホテル 簡易宿所 下宿 」に、

申請者の欠格事項該当の有無	旅館業法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと。	有・無
	旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して3年を経過していないこと。	有・無

を

	1 成年被後見人又は被保佐人	有・無
	2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有・無
	3 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者	有・無
	旅館業法第8条の規定により許可を取り消さ	

申請者の欠格事項該 当の有無	4	れ、取消しの日から起算して3年を経過して いない者	有・無
	5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に 規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団 員でなくなった日から起算して5年を経過し ない者（以下「暴力団員等」という。）	有・無
	6	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しな い未成年者でその法定代理人（法定代理人が 法人である場合においては、その役員を含む。） が1から5までのいずれかに該当するもの	有・無
	7	暴力団員等がその事業活動を支配する者	有・無

に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 戸籍謄本その他被相続人と全ての相続人の関係を証する書類
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の旅館業営業者相続同意証明書（様式第4号）
- (3) 申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員）を含む。(4)において同じ。）が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書（後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）
- (4) 申請者が、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項及び第2項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書
- (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書
- (6) 旅館業法第3条第2項第1号から第6号まで及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

様式第5号中「ホテル・旅館・簡易宿所・下宿」を

「 旅館・ホテル 簡易宿所 下宿 」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年6月15日から施行する。ただし、様式第2号から様式第3号までの改正規定（「届出者」を「申請者」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県旅館業法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(生活衛生課)
